公益信託遠藤記念三多摩自然環境保全基金第三十四期決算公告

一、事業概要

今期は九団体に対し合計二十一万円の助成金を給付した。

二、財産目録（平成二十七年十二月三十一日現在）

資産合計　六、四七五、七二五円

負債合計　〇円

正味信託財産　六、四七五、七二五円

平成二十八年三月三十一日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託遠藤記念三多摩自然環境保全基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍朝鮮慶尚南道蔚山郡彦陽面盤谷里三二一番地、最後の住所不明

被相続人　亡　白川　律

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

北海道釧路市浦見一丁目一番七号　弁護士法人那知哲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　那知　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区子平町一番地、最後の住所京都府京都市右京区西京極南庄境町六番地花友にしこうじ　被相続人　亡　折居　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

仙台市青葉区国分町一丁目四番一二号

相続財産管理人　阿部　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市富田二二三番地、最後の住所群馬県高崎市倉賀野町二八三九番地二

被相続人　亡　杉山　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

群馬県高崎市小八木町二〇三一番地四

相続財産管理人　弁護士　宮森　惣平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市新堀五五九番地一、最後の住所群馬県甘楽郡下仁田町大字下小坂一六一番地三

被相続人　亡　森田　定一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

群馬県富岡市富岡二八〇番地二二　こんどう法務事務所

相続財産管理人　司法書士　近藤　信隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸七丁目五五番、最後の住所埼玉県草加市瀬崎三丁目四〇番三六―五〇二号

被相続人　亡　石井　良治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県草加市松原一丁目一番一〇号獨協地域と子ども法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柳　重雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東向島五丁目四〇番地、最後の住所群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋一六二四番地　特別養護老人ホーム　からまつ荘

被相続人　亡　君塚　宗平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

事務所千葉県千葉市中央区中央二丁目九番八号千葉広小路ビル七階　千葉第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤岡　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区奥沢一丁目一三六番地、最後の住所横浜市南区永田山王台二八番二一号

被相続人　亡　平澤　哲之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館九階

相続財産管理人　弁護士　織田　慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市直川大字下直見三〇三六番地二、最後の住所神奈川県秦野市落合三五一番地の一　フローレンス秦野パレス四〇四号

被相続人　亡　間　利治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

神奈川県秦野市尾尻九四三番六号　ポンデューグラン一〇一はだの南口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久保　友宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西新宿五丁目五五九番地、最後の住所山梨県甲府市武田三丁目五番一一号

被相続人　亡　笹本　千榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥野　雅嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

長野県松本市大字松原六八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小林　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

事務所長野県松本市中央二丁目八番二三号津村ビル五階

相続財産管理人　弁護士　愛川　直秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市中央三丁目四二六七番地、最後の住所長野県上田市舞田五四一番地三

被相続人　亡　永井　静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

長野県上田市中央西一丁目七番二号

相続財産管理人　弁護士　佐藤　芳嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区元浜町三一三番地、最後の住所静岡県浜松市中区和合北二丁目一四番二号

被相続人　亡　小倉　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

静岡県浜松市中区大工町一二五番地　大発地所ビル六階

相続財産管理人　弁護士　長野　哲久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区今市二丁目一三二番地、最後の住所大阪市中央区道頓堀一丁目東一番四号

被相続人　亡　浅田八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月三十一日

大阪市北区曽根崎二丁目六番六号コウヅキキャピタルウエスト一二階

相続財産管理人　弁護士　和氣　良浩